

電気供給業を行う法人の事業税の概要・申告について



埼玉県・県税事務所

令和6年12月

法・・・地方税法

令・・・地方税法施行令

規則・・・地方税法施行規則

通（県）・・・地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）

【目次】

1 令和6年度税制改正について

- (1) 令和6年度税制改正により創設された電気供給業に係る託送料金（発電側課金）を控除する収入割の課税標準の特例措置について・・・1
- (2) 広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の課税標準の特例措置の創設について・・・1

2 令和3年度税制改正により追加された配電事業・特定卸供給事業に係る課税方式について

- (1) 事業の区分・・・2
- (2) 配電事業及び特定卸供給事業に係る課税方式及び税率について・・・3

3 法人事業税における電気供給業について

4 課税標準の計算方法

- (1) 収入割の課税標準となる収入金額の計算方法・・・5
- (2) 複数の事業を併せて行う場合・・・9
- (3) 所得の計算に関する経過措置について・・・12
- (4) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合・・・15

5 電気供給業を行う法人の申告について

- (1) 第2号に掲げる事業のみ又は第1号に掲げる事業と第2号に掲げる事業を併せて行っている場合・・・18
- (2) 第3号に掲げる事業のみを行っている場合・・・18
- (3) 第3号に掲げる事業とその他の事業を併せて行っている場合・・・19

6 添付書類

- (1) 申告書と併せて提出する書類・・・20
- (2) 所得の計算に関する経過措置の適用を受ける法人の場合・・・21
- (3) 電気供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合・・・21
- (4) 法人県民税・事業税の予定申告書・・・21

1 令和6年度税制改正について

(1) 令和6年度税制改正により創設された電気供給業に係る託送料金（発電側課金）を控除する収入割の課税標準の特例措置について

令和6年度から新たに「発電側課金」が導入されることに伴い、発電事業者等が一般送配電事業者に支払った託送料金（発電側課金）相当額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する特例措置が創設されました。

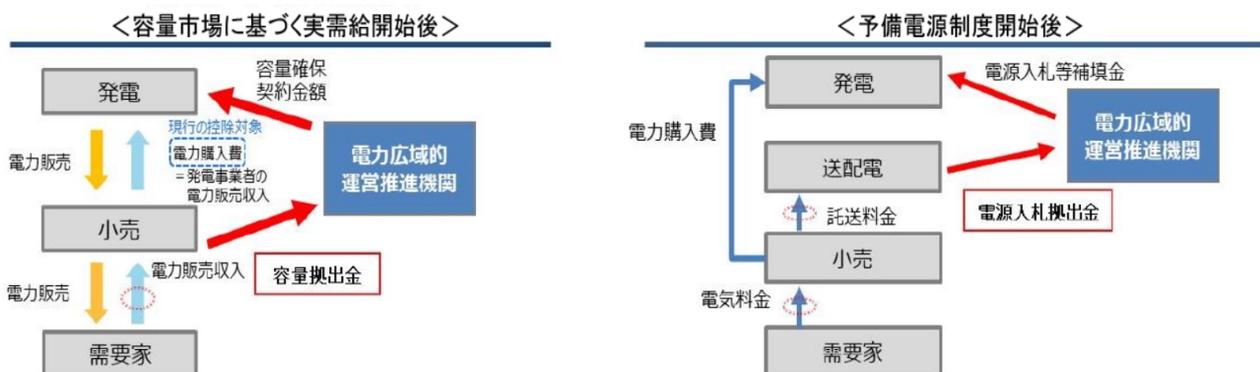
<発電側課金導入後のイメージ>



※発電側課金は、現在、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者にも一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものです。

(2) 広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の課税標準の特例措置の創設について

令和6年度から新たに「容量市場」及び「予備電源制度」が導入されることに伴い、小売電気事業者等が容量市場において広域機関に支払った容量拠出金相当額及び一般送配電事業者等が電源入札等において広域機関に支払った電源入札拠出金相当額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する特例措置が創設されました。



※容量市場は、発電所等の電力の供給力を取引する市場であり、将来にわたって必要な供給力を効率的に確保するため創設された仕組みです。

※予備電源制度は、緊急時にも必要な電力の供給力が確保されるよう、一定期間内に再稼働が可能な休止電源を維持する仕組みです。

2 令和3年度税制改正により追加された配電事業・特定卸供給事業に係る課税方式について

電気事業法の改正に伴い、令和4年4月1日以後開始する事業年度から法人事業税における新たな事業類型として配電事業及び特定卸供給事業が追加されました。

(1) 事業の区分

改正前	改正後(令和4年4月1日以後開始事業年度)
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下「第1号事業」という) ・所得等課税事業 ・非課税事業	第1号事業 ・所得等課税事業 ・非課税事業
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下「第2号事業」という) 収入金額課税事業 (電気供給業(収入金額等課税事業に係るものを除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業)	第2号事業 収入金額課税事業 (電気供給業(収入金額等課税事業に係るものを除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業)
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「第3号事業」という) 収入金額等課税事業(電気供給業のうち、小売電気事業等※1及び発電事業等※2)	第3号事業 収入金額等課税事業(電気供給業のうち、小売電気事業等※1、発電事業等※2及び特定卸供給事業※3)

※1：小売電気事業等とは

以下の①、②をいいます。(法第72条の2第1項第3号、規則第3条の14第1項)

- ① 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
- ② 上記①に準ずるものとして、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業及び特定卸供給事業並びに下記※2②に該当する部分を除く。)

※2：発電事業等とは

以下の①、②をいいます。(法第72条の2第1項第3号、規則第3条の14第2項)

- ① 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
- ② 上記①に準ずるものとして、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業

なお、当該発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業及び特定卸供給事業に該当する部分を除く。)を含む。

※3：特定卸供給事業とは

電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業をいいます。

(2) 配電事業及び特定卸供給事業に係る課税方式及び税率について

令和4年4月1日以後開始する事業年度の電気供給業における課税方式及び税率について下表のとおり

事業区分	電気供給業の事業類型		課税方式		
			事業税	特別法人事業税	
				税率	課税標準
第2号事業	送配電	一般送配電事業	収入割1.0%	30%	
		送電事業等			
		配電事業			
		特定送配電事業			
第3号事業	発電事業等		【外形標準課税対象法人】 収入割0.75% 付加価値割0.37% 資本割0.15%	40%	基準法人収入割額
	特定卸供給事業		【外形標準課税対象法人以外の法人】 収入割0.75% 所得割1.85%		
	小売電気事業等				

※1 外形標準課税対象法人とは

資本金の額又は出資金額が1億円を超える法人（特別法人(地方税法第72条の24の7第7項に掲げる法人)、公益法人等、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社等は除きます。)

資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。（法第72条の2第2項）

【参考】

令和7年4月1日以後開始事業年度からは、「前事業年度が外形標準課税対象・資本金1億円以下・資本金+資本剰余金が10億円超」の法人、令和8年4月1日以後開始事業年度からは「資本金+資本剰余金が50億円超の特定法人(*)の100%子法人・資本金1億円以下・資本金+資本剰余金が2億円超」の法人についても、外形標準課税対象法人となります。

(*) 特定法人は、非課税又は所得割のみで課税される場合は除かれ、相互会社・外国相互会社を含みます。

3 法人事業税における電気供給業について

法人事業税における電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者者に電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に規定する電気事業であるか否かを問いません。

※法人事業税における電気供給業の範囲は、法第 72 条の 2、第 72 条の 48 及び規則第 3 条の 14、第 6 条の 2 において規定されていますが、電気事業法に規定する電気事業の範囲とは異なります。

法人事業税における電気供給業の範囲

事業税の区分	種別	概要
収入金額課税事業 (法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号 に掲げる事業)	①一般送配電事業	電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業
	②送電事業	電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する送電事業
	③送電事業に準ずるもの	②の規模要件に満たないもの
	④配電事業	電気事業法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する配電事業
	⑤特定送配電事業	電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する特定送配電事業
収入金額等課税事業 (法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号 に掲げる事業)	⑥小売電気事業	電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業
	⑦小売電気事業に準ずるもの	他の者に電気を供給するもの(①～⑥、⑧～⑩に該当する部分を除く)
	⑧発電事業	電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業
	⑨発電事業に準ずるもの	⑧の規模要件に満たないもの 他の者に供給するための電気を発電するもの(⑧に該当する部分を除く)
	⑩特定卸供給事業	電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業

4 課税標準の計算方法

(1) 収入割の課税標準となる収入金額の計算方法

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額} - \text{②控除すべき金額}$$

① 収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。(通(県)事業税4の9の1)

注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。(通(県)事業税4の9の1)

注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。

(通(県)事業税4の9の3)

注3) 解約返戻金、国税・地方税還付金、実収入の伴わない貸倒引当金戻入益、前期損益修正益、土地受贈益及び債務免除益等は含めませんが、実収入を伴う償却債権取立益等(電気供給業に係るものに限る。)は含めます。

注4) 消費税等の課税事業者が料金とあわせて収入する消費税及び地方消費税の金額は収入金額すべき金額に含めませんが、消費税等の免税事業者が料金とあわせて収入する消費税等相当額は含めます。なお、益税、いわゆる消費税等差額は収入すべき金額に含めます。

※ 課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入)になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入(新エネルギー等電気相当量を含む)、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。

(通(県)事業税4の9の2)

また、課税標準となる収入金額を計算するには税務調整も考慮してください。

② 控除すべき金額

ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額

(法第 72 条の 24 の 2 第 1 項)

イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息（本県では、「還付加算金」を含む）・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気事業法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金、収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額^(注)、収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合であって、非化石電源として価値を有するものとして電気の供給を行う場合（総務省令で定める場合に限る。）における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条の賦課金

(令第 22 条)

ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（告示昭和 30 年 29 号、昭和 34 年 46 号、昭和 38 年 138 号、昭和 42 年 55 号、平成 23 年 379 号）

エ 電気供給業を行う法人の収入金額のうち、平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、以下に掲げる収入金額

※（エ）～（オ）は、令和 5 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用

※（ア）b ～（ウ）は、令和 6 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用

(ア) 当該電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電事法 17 条第 1 項又は同法第 27 条の 12 の 10 第 1 項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合

a 電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人に対して電事法 17 条第 1 項又は同法第 27 条の 12 の 10 第 1 項に規定する託送供給に係る料金を支払う場合 当該料金として支払うべき金額に相当する収入金額

b 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して電事法第 17 条第 1 項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払う場合 当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

c 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して電事法第 17 条第 1 項に規定する託送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が一般送配電事業等を行う法人に対して当該料金（これに相当する額を含む。）を支払う場合 当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

(イ) 当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業等を行う法人に対して電事法 17 条第 1 項に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払う場合 電気供給業を行う法人が電事法第 17 条第 1 項に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

(ウ) 当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して電事法第 17 条第 1 項に規定する託送供給に係る料金を支払う場合 電気供給業を行う法人が電事法第 17 条第 1 項に規定する託送供給に係る料金として一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

(エ) 当該電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して同法第 27 条の 12 の 10 第 1 項に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額を支払う場合 電気供給業を行う法人が配電事業に係る定期支払額として一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額

(オ) 当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を当該電気供給業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して電事法第 27 条の 12 の 10 第 1 項に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額を支払う場合 電気供給業を行う法人が配電事業に係る定期支払額として配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額

（法附則第 9 条第 8 項、地方税法施行令（以下「令」という。）附則第 6 条の 2 第 2 項、規則附則第 2 条の 7 の 2）

オ 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、電気事業法に規定する小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（法附則第 9 条第 18 項、令附則第 6 条の 2 第 8 項、平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限る）

カ 電気供給業を行う法人が、電気事業法第 97 条第 1 項に規定する卸電力取引所を介して自

らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合に当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則第9条第19項、令附則第6条の2第9項、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限る）

キ 特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で特定取引を行う場合は、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払いを受けるべき金額に相当する収入金額（法附則第9条第20項、令附則第6条の2第10項、施行規則附則第2条の8、平成31年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限る）

ク 一般送配電事業者が原子力発電事業者に交付する当該賠償負担金相当金及び当該廃炉円滑化負担金相当金の額（以下、「賠償負担金相当金額等」という。）に相当する収入金額及び配電事業者が一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額（法附則第9条第21項、令附則第6条の2第11項、規則附則第2条の9、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限る）

ケ 電気供給業を行う法人が、広域的運営推進機関に対して電事法第28条の40第1項第5号に掲げる業務に係る対価を支払い、かつ、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して当該対価に相当する金額を原資として電気の供給能力の確保に係る対価を支払う場合は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額（法附則第9条第24項、令附則第6条の2第13項、規則附則第2条の11、令和6年経済産業省告示第六十五号）

注）収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（通（県）事業税4の9の6）

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

(2) 複数の事業を併せて行う場合

【原則】 区分計算

法第72条の2第1項各号に掲げる事業部門ごとに区分計算します。

原則として事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告します。(通(県)事業税4の9の9)

ア 令和2年3月31日までに開始する事業年度

事業区分	外形標準課税対象法人以外の法人	外形標準課税対象法人
第1号事業	所得割	所得割 付加価値割 資本割
第2号事業	収入割	

イ 令和2年4月1日以後開始する事業年度

事業区分	外形標準課税対象法人以外の法人	外形標準課税対象法人
第1号事業	所得割	所得割 ※ 付加価値割 資本割
第2号事業	収入割	
第3号事業	所得割 収入割	付加価値割 資本割 収入割

※ 外形標準課税対象法人の令和4年4月1日以後開始事業年度については、所得等課税事業における所得割の軽減税率は廃止され、一律1.0%となりました。(事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が2以下の法人でも、所得割の税率は一律1.0%となります。)

注1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注2) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。

(通(県)事業税4の9の8)

【例外】 従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。 (通(県)事業税4の9の9)

【所得金額の計算方法】

損益計算書、法人税別表4、法人事業税の加算・減算項目について事業部門ごとに区分します。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額など妥当な基準によりあん分し、各事業の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算します。

(通(県)事業税4の9の5)

なお、法人の所得の算定上生じた欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限られます。

(通(県)事業税4の7の4)

注1) 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。

注2) 法人税別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3) 妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上されているなど)、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行います。

注4) あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください。(例:売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など)。

注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

注6) 売上金額以外で最も妥当と認められる基準によりあん分する場合は、その算定根拠を示してください。

【付加価値額の計算方法】

売上金額等最も妥当と認められる基準によって各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、各事業の課税標準となる付加価値額を計算します。

(通(県)事業税4の9の5)

注) 以下の明細書には、区分計算後の所得等課税事業に係る金額のみを記載します。

報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)、

労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)、

純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)、

純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)

【資本金等の額の計算方法】

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して収入金額課税部門以外の部門の資本金等の額を計算してください。(注)(令第20条の2の26)

注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。(通(県)事業税4の6の10)

- 従業者とは当該法人の事業所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
派遣労働者=派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)
出向者=出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)
- 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。
- 従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算(従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等)は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分します。

【収入金額の計算方法】

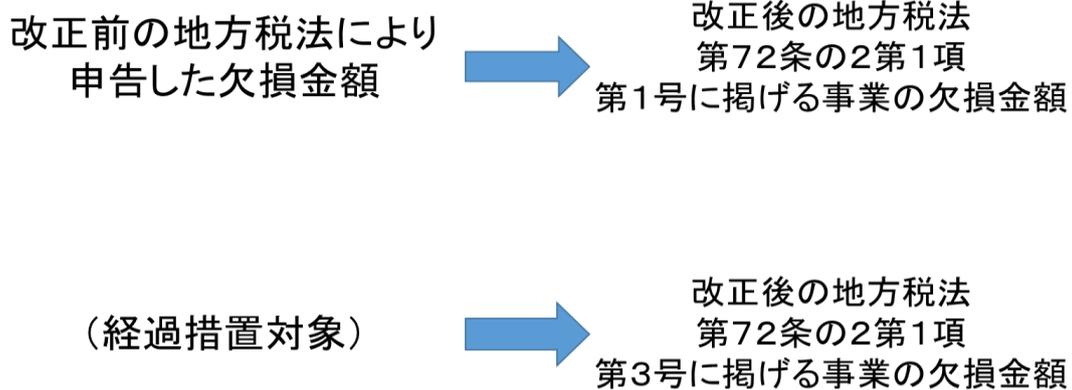
収入金額の算定については、前記「(1)課税標準となる収入金額の計算方法」のとおりです。この場合において各事業部門に共通する収入すべき金額、控除すべき金額があるときは、これらの共通収入金額を各部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって、あん分して各事業部門の課税標準となる収入金額を算定します。

(通(県)事業税4の9の5)

(3) 所得の計算に関する経過措置について

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）において、小売電気事業等又は発電事業等の所得割を算定する場合には、繰越欠損金について経過措置があります。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）



経過措置対象法人

最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人

経過措置の内容

最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である所得を、法人税の課税標準である所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。

経過措置の算定上の注意

今回の経過措置は、最初事業年度における小売電気事業等又は発電事業等の所得割における繰越欠損金を算定するものです。

そのため、改正前の地方税法により申告した欠損金額は経過措置の影響を受けません。

令和2年改正法附則第6条第2項の適用を受ける法人の

法第72条の2第1項第3号に係る事業に関する欠損金額及び災害損失金の明細書

法人名				事業年度	令和		年	月	日
事業年度	改正法により第3号事業に該当することとなった事業に係る所得又は欠損金額 ①	①の額が区分されていない場合		第3号事業に係る所得又は欠損金額 ②	②のうち所得金額 ③	②のうち欠損金額 ④	控除額 ⑤ ④と繰越欠損金控除の計算の例により所得の控除に用いた金額のうち少ない金額	改正後欠損金額 ⑥ ④-⑤ ※第6号様式別表9(第3号事業)③に転記	
		各事業年度に係る所得又は欠損金額 A	改正法により第3号事業に該当することとなった事業に係る売上金額 B (上段) 総売上金額 C (下段)						
(1)	から		円						
	まで		円						
(2)	から		円						
	まで		円						
(3)	から		円						
	まで		円						
(4)	から		円						
	まで		円						
(5)	から		円						
	まで		円						
(6)	から		円						
	まで		円						
(7)	から		円						
	まで		円						
(8)	から		円						
	まで		円						
(9)	から		円						
	まで		円						
(10)	から		円						
	まで		円						
合計									

記載要領

- この明細書は、地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条の特例に該当する場合に作成します。
- 「改正法により第3号事業に該当することとなった事業に係る所得又は欠損金額」①欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得金額が区分されている場合に記載してください。
- 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得又は欠損金額の区分が困難である場合は、「①の額が区分されていない場合」欄を用いて所得金額をあん分して算定してください。
- 計算の過程で生じた1円未満の端数は切り捨ててください。
- 算出した欠損金額について、欠損が生じた後の事業年度で所得金額が発生した場合は、繰越欠損金控除の計算の例により所得の控除を行うものとします。その際、⑤欄には当該事業年度の欠損金額と所得金額の控除に用いた金額のうち少ない金額を記載します。
- ⑥欄には、④欄から⑤欄の金額を差し引いた金額を記載します。⑥に記載した金額を最初事業年度における第3号事業に係る第6号様式別表9の③に転記します。

記載の方法（1/2）

法人名		(株) 令和2年改正法附則第6条第2項の適用を受ける法人				事業年度	令和	2	年	4	月	1	日
事業年度		改正法により第3号事業に係る所得又は欠損金額 ①	①の額が区分されていない場合		第3号事業に係る所得又は欠損金額 ②	②のうち所得金額 ③	②のうち欠損金額 ④	控除額 ⑤	改正後欠損金額 ⑥				
各事業年度に係る所得又は欠損金額	改正法により第3号事業に係る売上金額 (上段) B		改正法により第3号事業に係る売上金額 (下段) C	① 又は A × B ÷ C									
(1)	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	△ 1,000,000	1,000,000	2,000,000	△ 500,000	0	500,000	500,000	0				
(2)	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	△ 965,654	56,474	95,461	△ 571,273	0	571,273	571,273	0				
(3)	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	5,200,000	10,000	23,456	2,216,916	2,216,916	0	0	0				
(4)	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	6,789,012	1,234,567	10,000,000	838,149	838,149	0	0	0				
(5)	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	△ 85,555			△ 85,555	0	85,555	85,555	0				
(6)	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	△ 1,234,567			△ 1,234,567	0	1,234,567	137,901	1,096,666				
(7)	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	△ 678,989			△ 678,989	0	678,989	0	678,989				
(8)	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	123,456				123,456	0	0	0				
(9)	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100,000				100,000	0	0	0				
(10)	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	△ 23,456				23,456	0	0	23,456				
合計							3,093,840	1,294,729	1,799,111				

第3号事業に該当する所得又は欠損金額が不明な場合は、各事業年度の所得又は欠損金額を、売上金額等を用いてあん分し算出します。

区分計算書などを用いて第3号事業に該当する所得又は欠損金額が区分できる場合は、各事業年度の第3号事業に係る所得又は欠損金額を記載します。

記載の方法 (2/2)

法人名		(株) 令和2年改正法附則第6条第2項の適用を受ける法人				事業年度	令和	2	年	4	月	1	日
事業年度		改正法により第3号事業に係る所得又は欠損金額 ①	①の額が区分されていない場合		第3号事業に係る所得又は欠損金額 ②	②のうち所得金額 ③	②のうち欠損金額 ④	控除額 ⑤	改正後欠損金額 ⑥				
各事業年度に係る所得又は欠損金額	改正法により第3号事業に係る売上金額 (上段) B		改正法により第3号事業に係る売上金額 (下段) C	① 又は A × B ÷ C									
(1)	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	△ 1,000,000	1,000,000	2,000,000	△ 500,000	0	500,000	500,000	0				
(2)	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	△ 965,654	56,474	95,461	△ 571,273	0	571,273	571,273	0				
(3)	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	5,200,000	10,000	23,456	2,216,916	2,216,916	0	0	0				
(4)	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	6,789,012	1,234,567	10,000,000	838,149	838,149	0	0	0				
(5)	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	△ 85,555			△ 85,555	0	85,555	85,555	0				
(6)	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	△ 1,234,567			△ 1,234,567	0	1,234,567	137,901	1,096,666				
(7)	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	△ 678,989			△ 678,989	0	678,989	0	678,989				
(8)	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	123,456			123,456	123,456	0	0	0				
(9)	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100,000			100,000	100,000	0	0	0				
(10)	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	△ 23,456			△ 23,456	0	23,456	0	23,456				
合計							3,093,840	1,294,729	1,799,111				

算出した所得又は欠損金額を用いて、繰越欠損金控除の例により、最初事業年度における第3号に掲げる事業に係る控除未済欠損金額を算出します。
(平成23年、24年3月期の欠損金額は25年3月期の所得を控除し残らない。
27年3月期の欠損金額は、平成30年3月期の所得を控除し残らない。
平成28年3月期の欠損金額は、平成30年3月期と平成31年3月期の所得控除後の1,096,666円が控除未済額として残る。)

(4) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

【主たる事業が電気供給業の場合の分割基準】(法第72条の48第3項第2号)

- ア 電気事業法第2条第1項第2号に規定する「小売電気事業」及び準ずるもの
課税標準額の総額の2分の1…事業所等の数
課税標準額の総額の2分の1…従業者の数
- イ 電気事業法第2条第1項第8号に規定する「一般送配電事業」
同条第1項第10号に規定する「送電事業」及び準ずるもの
同条第1項第11号の2に規定する「配電事業」
同条第1項第12号に規定する「特定送配電事業」
課税標準額の総額の4分の3…発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線
路の電力の容量(単位:キロワット)
課税標準額の総額の4分の1…事業所等の固定資産の価額
※ 事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用電気工作物と
電氣的に接続している電線路がない場合
課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額
- ウ 電気事業法第2条第1項第14号に規定する「発電事業」及び準ずるもの並びに電気事業
法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業
課税標準額の総額の4分の3…事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
課税標準額の総額の4分の1…事業所等の固定資産の価額
※ 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合
課税標準額の総額…事業所等の固定資産の価額

※ 電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは

事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。)の価額をいいます。(規則第6条の2の2第4項、通(県)事業税9の7)

注) 事業所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されているあん分基準によってあん分した価額を分割基準に用いることができます。(規則第6の2の2第5項)

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合、主たる事業の分割基準により課税標準を

分割します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定します。

(法第 72 条の 48 第 8 項、第 10 項、通(県)事業税 9 の 11)

なお、主たる事業が電気供給業である場合の分割基準は次のとおりです。

- (ア) 「一般送配電事業、送電事業又は配電事業」と「一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業」を併せて行う場合
 - ・・・上記(4)イのとおり
- (イ) 「発電事業」と「一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業」を併せて行う場合((ア)の場合を除く。)
 - ・・・上記(4)ウのとおり
- (ウ) (ア)、(イ)以外の場合
 - ・・・電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

(法第 72 条の 48 第 9 項)

【主たる事業が非製造業の場合の分割基準】

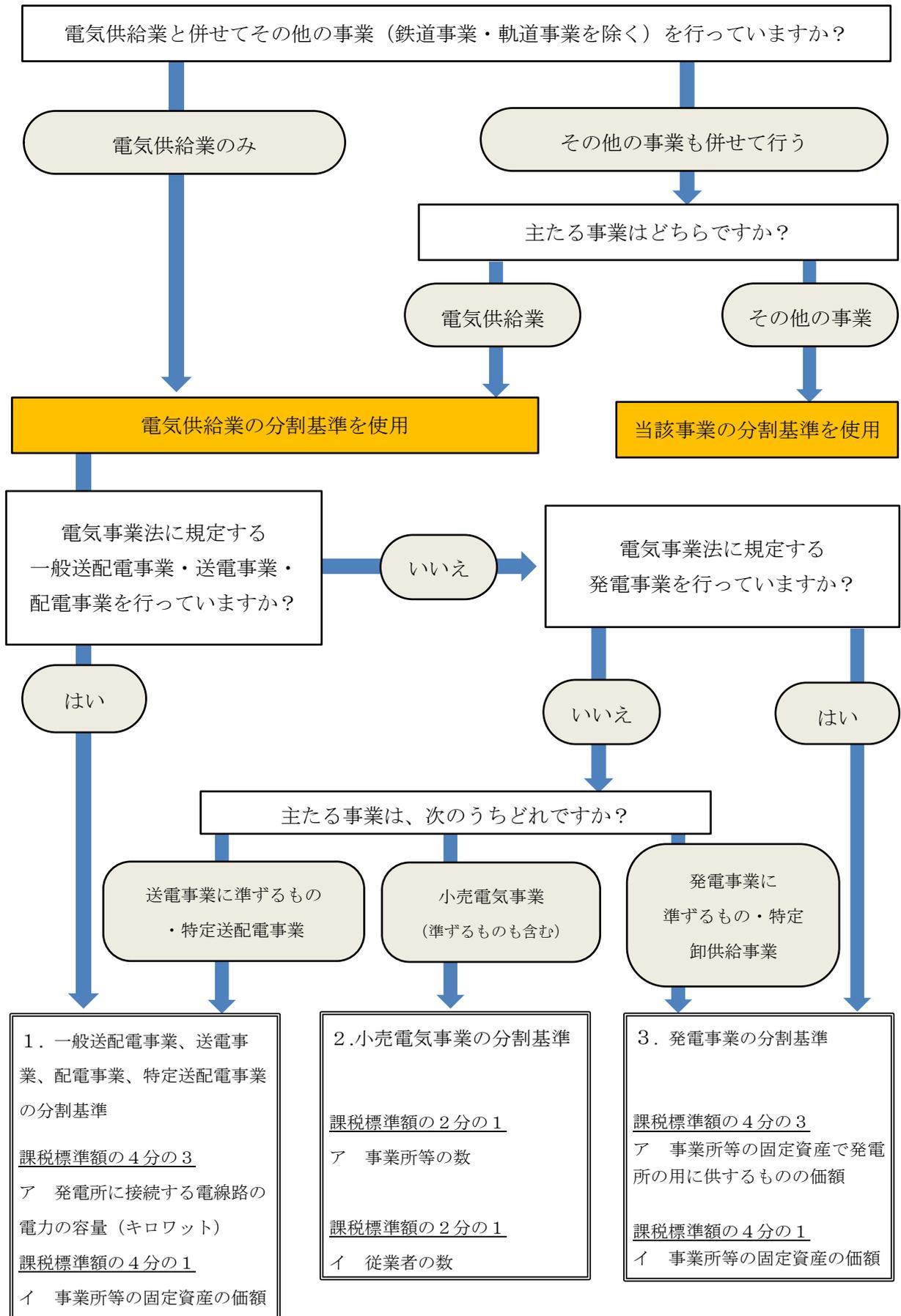
課税標準の 2 分の 1・・・従業員の数

課税標準の 2 分の 1・・・事業所等の数

【主たる事業が製造業の場合の分割基準】

従業員の数(資本金が 1 億円以上の場合は、工場の従業員数の 2 分の 1 を加算します。)

【分割基準判定フロー】



5 電気供給業を行う法人の申告について

法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分に応じ、以下のとおり申告をします。

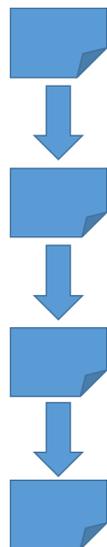
(1) 第2号に掲げる事業のみ又は第1号に掲げる事業と第2号に掲げる事業を併せて行っている場合

決算書、
法人税申告書

区分計算書
6号様式
別表5、別表6等

第10号様式
(分割法人のみ)

第6号様式



貸借対照表・損益計算書等の決算書及び法人税申告書をもとに、区分計算書を用いてそれぞれの事業に係る収入金額及び所得金額を算定し、「収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）」などを記載し、法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式）を作成しご提出ください。

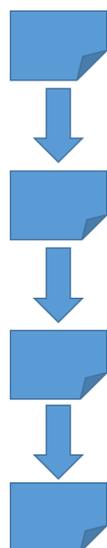
(2) 第3号に掲げる事業のみを行っている場合

決算書、
法人税申告書

6号様式
別表5、別表6等

第10号様式
(分割法人のみ)

第6号様式(その2)



貸借対照表・損益計算書等の決算書及び法人税申告書をもとに、「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」、「収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）」などを記載し、法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式(その2)）を作成しご提出ください。

(3) 第3号に掲げる事業とその他の事業を併せて行っている場合

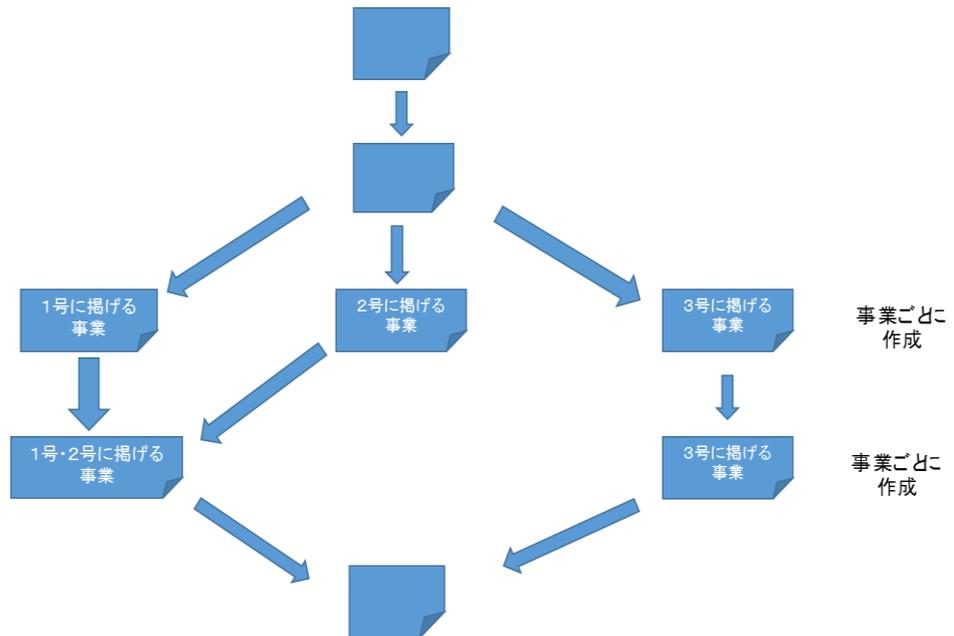
決算書、
法人税申告書

区分計算書
別記様式第1号～第5号
第6号～第10号(外形)

6号様式別表5、
別表6等

第10号様式
(分割法人のみ)

第6号様式(その2)



貸借対照表・損益計算書等の決算書及び法人税申告書をもとに、区分計算書を用いてそれぞれの事業に係る収入金額及び所得金額を算定し、それぞれの事業ごとに「所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)」、「収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)」などを記載し、法人県民税・事業税の中間・確定申告書(第6号様式(その2))を作成しご提出ください。

【様式例】

所得金額に関する計算書 (法第72条の2第1項 第1号 第2号 に掲げる事業)

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の課税(第44)の(34))又は課税所得金額(法人税の課税(第44)の(35))	①	円	円	①	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	円	人
預金の繰入は前年度所得金額に算入した所得税額及び復興特別所得税	②			②	期末の総従業員数	円	円
預金の繰入は前年度所得金額に算入した分配調整外国税相当額	③			③	外国から生ずる事業所得	円	円
加	④			④	(③+②)×⑤/⑥	円	円
預金の繰入は前年度所得金額に算入した海外投資等拠出準備金繰入への繰入額	⑤			⑤	⑦	円	円
預金の繰入は前年度所得金額に算入した	⑥			⑥	⑧	円	円
					⑧	円	円

(法第72条の2第1項 第1号 第3号 に掲げる事業)

事業ごとに作成し、申告する

収入金額に関する計算書 (法第72条の2第1項 第2号 第3号 に掲げる事業)

事業	法人名
年度	
摘要	金額
	円

(法第72条の2第1項 第2号 第3号 に掲げる事業)

6 添付書類

(1) 申告書と併せて提出する書類

法人県民税・事業税の中間・確定申告書には、所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）、収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）のほかに、以下の書類を添付します。

（法第72条の25第10項、第11項、第12項、第72条の26第4項、規則第4条の6、第4条の6の2、第4条の6の3、第4条の7第2号、3号、4号）

ア 第2号に掲げる事業又は第3号に掲げる事業を行う法人

(ア) 課税標準の分割に関する明細書（規則第10号様式）

（2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人に限る。）

(イ) 貸借対照表及び損益計算書^{※1、※2}

(ウ) 法人税法施行規則様式別表4、別表5（二）の写し^{※1、※2}

(エ) 雑収入及び雑損失の内訳書^{※1、※2}

(オ) 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し^{※1}

※1 上記のうち、(イ)から(オ)については主たる事務所等が埼玉県に所在する場合にのみ提出が必要です。

※2 法人税の申告をe-Taxで行い、(イ)、(ウ)、(エ)がe-Taxで提出されている場合には、添付を省略することができます。

イ 第3号に掲げる事業を行う法人（外形標準課税対象法人のみ）

(ア) 上記ア(ア)から(オ)に掲げる書類

(イ) 付加価値額及び資本金等の額の計算書（規則第6号様式別表5の2）

(ウ) 付加価値額に関する計算書（規則第6号様式別表5の2の2）

(エ) 資本金等の額に関する計算書（規則第6号様式別表5の2の3）

(オ) 報酬給与額に関する明細書（規則第6号様式別表5の3）^{※3}

(カ) 純支払利子に関する明細書（規則第6号様式別表5の4）^{※3}

(キ) 純支払賃借料に関する明細書（規則第6号様式別表5の5）^{※3}

※3 上記のうち、(オ)から(キ)は主たる事務所等が埼玉県に所在する場合にのみご提出ください。

ウ 第3号に掲げる事業とその他の事業を併せて行う法人（外形標準課税対象法人を除く。）

(ア) 区分計算書（別記様式第1号～第5号）

(イ) 上記ア(ア)から(オ)に掲げる書類

エ 第3号に掲げる事業とその他の事業を併せて行う法人（外形標準課税対象法人のみ）

(ア) 区分計算書（別記様式第1号～第10号）

- (イ) 前記ア(ア)から(オ)に掲げる書類
- (ウ) 付加価値額及び資本金等の額の計算書（規則第6号様式別表5の2）※4
- (エ) 付加価値額に関する計算書（規則第6号様式別表5の2の2）※4
- (オ) 資本金等の額に関する計算書（規則第6号様式別表5の2の3）※4
- (カ) 報酬給与額に関する明細書（規則第6号様式別表5の3）※4、※5
- (キ) 純支払利子に関する明細書（規則第6号様式別表5の4）※4、※5
- (ク) 純支払賃借料に関する明細書（規則第6号様式別表5の5）※4、※5

※4 上記のうち、(ウ) から(ク)はそれぞれの事業ごとに作成しご提出ください。

※5 上記のうち、(カ)から(ク)は主たる事務所等が埼玉県に所在する場合にのみご提出ください。

(2) 所得の計算に関する経過措置の適用を受ける法人の場合

地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の特例に該当する法人が、当該特例に関する計算を行った場合は、計算の過程がわかる書類をご提出ください。

※所得の計算に関する経過措置について→10 ページ目をご参照ください。

(3) 電気供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定の日の属する事業年度について、電気供給業部門に係る収入割による課税はありません。（法第72条の29第3項には収入割の申告が含まれていません。）

(4) 法人県民税・事業税の予定申告書

一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

なお、提出する予定申告書は法人の行う事業の区分により、提出する予定申告書は以下のとおりです

ア 第3号に掲げる事業を行う場合・・・第6号の3様式（その2）

イ 第3号に掲げる事業を行わない場合・・・第6号の3様式

注) 収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、法人事業税については、中間申告納付をすることとなっています。（公益法人等、特別法人を除く）（法第72条の26第8項、第11項）